

事例番号:280054

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 5 日 14:52 破水のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 38 週 6 日

10:15 陣痛発来なし ムロイソテルで陣痛誘発開始

14:30 陣痛開始

21:00 頃- 子宮収縮のたびに軽度変動一過性徐脈出現

妊娠 39 週 0 日

0:00 頃- 軽度から高度の遅発一過性徐脈や変動一過性徐脈の混在

2:00 ムロイソテル腔内に脱出あり

2:05 胎児心拍数 50-60 拍/分台の遷延一過性徐脈出現

2:20 ムロイソテル抜去、徐脈が持続

3:00 帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 羊水混濁(+)、臍帯巻絡頸部に 1 回あり、35cm、急性絨毛膜羊膜炎および臍動静脈炎(絨毛膜羊膜炎 Blanc ステージ<sup>®</sup> II:臍帯炎 Blanc ステージ<sup>®</sup> III)

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 0 日

- (2) 出生時体重:3072g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析値:実施せず
- (4) アプガースコア:生後1分2点、生後5分4点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管
- (6) 診断等:

分娩当日 重症新生児仮死

- (7) 頭部画像所見:

生後9日 頭部MRIでT1WI、両側の基底核、視床、海馬領域に高信号域を対称性に認める。両側白質の信号はびまん性にT2WIで高信号を認め、急性低酸素性虚血性脳症を示唆する所見を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

- (1) 診療区分:病院

- (2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医1名、麻酔科医2名、研修医1名

看護スタッフ:助産師4名、看護師2名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺の原因は、高度の胎児低酸素・酸血症である。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因としては、臍帯血流障害が最も考えられる。
- (3) 胎児低酸素・酸血症の発症時期は2時05分以降であると考え
- (4) 絨毛膜羊膜炎が脳性麻痺の重症化に関連したか可能性は否定できない。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

- 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

- 2) 分娩経過

- (1) 妊娠38週5日の前期破水に対して、翌朝からトロリソルを用いた分娩誘発を行ったことは選択肢のひとつであるが、挿入前に臍帯下垂がないことを確認しなかったことは基準から逸脱している。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2011」によると、挿入する前に

臍帯下垂がないことを確認することとなっている。

- (2) 0時27分に胎児心拍数60拍/分となり、胎児蘇生法(妊産婦を仰臥位から右側臥位とし、深呼吸を促した)を行った後、胎児心拍数は120拍/分となり、0時36分に「陣痛発作時胎児心拍数徐脈なし」と判断して経過観察としていることは、一般的ではない。

【解説】0時20分頃から胎児心拍数波形分類レベル3~4であった。「産婦人科診療ガイドライン-産科編2011」には、胎児心拍波形分類レベル3~4の場合には、助産師は、医師に報告、あるいは立ち会いの要請や急速遂娩の準備をすることと記されている。

- (3) 胎児心拍数陣痛図で高度徐脈を認めた時に帝王切開を決定したこと、および帝王切開決定から40分で児を娩出したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

### 3) 新生児経過

出生後の新生児蘇生処置および新生児治療は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 本事例では、トロリソテル挿入時の臍帯下垂の有無について、記述が不十分であった。分娩の進行に伴う内診所見や母児の状態、分娩経過中の胎児心拍数陣痛図の判読など医師や看護スタッフがどう判断していたかについて診療録および助産録に記載することが望まれる。
- (2) 胎児心拍数陣痛図異常波形発生時、医療スタッフ間における報告や対応法について検討することが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

臍帯動脈血ガス分析を実施できる環境づくり、体制を整えることが望まれる。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して  
なし
- (2) 国・地方自治体に対して  
なし